

（仮称）神戸山田太陽光発電所建設事業に 係る環境影響評価手続について

平成31年4月

神戸市環境局

(仮称) 神戸山田太陽光発電所建設事業に係る環境影響評価手続について

1 事業の概要

- (1) 事業者: BayWa ^{ばいわ} ^{あーる いー} r . e . Japan 株式会社
- (2) 位置: 神戸市北区山田町坂本、東下、中
- (3) 種類: 太陽光発電所の建設
- (4) 規模: 事業実施区域 111.3ha、発電出力 40MW
- (5) 事業区分: 市アセス条例に基づく第1類事業 (自然地の改変面積が 20ha 以上の太陽光発電所が対象)



2 評価書案手続の状況

	事業者	神戸市
評価書案の提出・受理	平成 31 年 3 月 13 日	
評価書案の縦覧及び 意見募集		平成 31 年 3 月 22 日～5 月 7 日 (縦覧場所: 神戸市役所、北区役所) (縦覧者数: 5 名(4 月 22 日時点))
住民説明会の開催	平成 31 年 4 月 12 日 (北区民センター、参加者 3 名) 平成 31 年 4 月 13 日 (山田地域福祉センター、参加者 10 名)	
審査会		第 1 回審議: 平成 31 年 4 月 24 日 (全 5 回予定)
市長意見書の作成期限		平成 31 年 8 月 10 日 (評価書案受理日から 150 日以内)

3 審査会スケジュール (予定)

審査会	審議内容 (予定)
第1回審議	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 事業の概要説明・ 個別事項の審議 (大気質、騒音・低周波音、振動、地球温暖化)
第2回審議	<ul style="list-style-type: none">・ 個別事項の審議 (植物、動物、生態系)
第3回審議	<ul style="list-style-type: none">・ 個別事項の審議 (水質、地盤、人と自然との触れ合い活動、景観、光害、微気象変化)・ 住民意見についての事業者見解
第4回審議	<ul style="list-style-type: none">・ 答申骨子案の審議
第5回審議	<ul style="list-style-type: none">・ 答申案の審議

環境影響評価手続の流れ（概要）

は平成 25 年 10 月 1 日より追加

